十　被災水産業者対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五　特殊地下壕対策事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第二号イの表第五号を次のように改める。

第五条第一項第三号イの表第九号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同表第十二号中「第十八号」を「第十七号」に改める。

第五条第一項第三号イの表第十三号中「第二十一号」を「第二十号」に改め、同表第十四号を次のように改める。

十四　ホームレスの自立を支援する事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第三号イの表第十七号を次のように改める。

十七　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

第五条第一項第三号イの表第二十号中「・地方の再生」を「等」に改め、「地域経済の活性化」を「地域力の創造等」に、「経済の活性化」を「地域力の創造等」に改め、同表第二十一号中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同表第二十二号中「一六、六二〇円」を「一六、四二〇円」に改め、同表第二十三号中

「二十三　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。	一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

を

「二十三　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。	一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

に

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。	
二十七　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

改め、同表第二十四号中「第三十一号」を「第三十号」に改め、同表第二十五号中「第三十三号」を「第三十二号」に改め、同表第二十六号中「第三十四号」を「第三十三号」に改め、同表第二十七号を次のように改める。

第五条第一項第三号イの表第二十八号中「産科医療」の下に「等」を加え、「第三十六号」を「第三十五号」に改め、同表第二十九号中「第三十七号」を「第三十六号」に改め、同表第三十号中「第三十八号」を「第三十七号」に改め、同表第三十一号中「第三十九号」を「第三十八号」に改め、同表第三十二号中「第四十一号」を「第三十九号」に改め、同表第三十六号及び同表第三十七号を次のように改める。

三十六　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第七十一号において特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（第三条第一項第三号イの表第七十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額） 二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第七十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 当該年度において赤潮対策に要する経費（第三条第一項第三号イの表第七十二号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
三十七　赤潮対策に要する経費があること。	

第五条第一項第三号イの表に次の二号を加える。

三十八　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「10,000,000円」とあるのは「20,000,000円」と、指定都市以外の市町村にあつては「1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）」とあるのは「0.8」と読み替えるものとする。
三十九　大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

附則第十七項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第二号中「及び第五号」を削り、同項第三号イ中「公益法人に出資するために」を「旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）に出資するために」に、「事業とする公益法人」を「事業とする旧民法法人」に改め、同号ロ中「公益法人」を「旧民法法人」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ト　国の補助金を受けて施行する水俣病総合対策事業（保健手帳及び水俣病被害者手帳に係るものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額